

成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下、「物流総合効率化法」という。）が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。）が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対し固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（課税標準取得後5年度分：1/2 物流施設（倉庫） 3/4 物流施設（倉庫）の附属設備）を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>一方、近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。</p> <p>昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。このため、特定流通業務施設の施設要件の見直しを図ったうえで、本特例措置を2年間延長する。</p> <p>現行 普通倉庫 1,500m²以上（多階建て 3,000m²以上）、 冷蔵倉庫 3,000m³以上</p> <p>見直し後 普通倉庫 3,000m²以上（多階建て 6,000m²以上）、 冷蔵倉庫 6,000m³以上</p>		
関係条文	<input type="checkbox"/> 地方税法附則第15条第1項 <input type="checkbox"/> 地方税法施行令附則第11条第1項～第3項 <input type="checkbox"/> 地方税法施行規則附則第6条第1項～第8項 <input type="checkbox"/> 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第5条、第7条		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲673) [平年度] - (▲977) [改正増減収額] -</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るために、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること（物流総合効率化法第一条）が目的である。</p>		

(2) 施策の必要性

近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。

昨年閣議決定した「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。

また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年（平成2年）比でマイナス17.1%の大幅なCO₂排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱（2013-2017）」において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO₂排出削減量を、合計約29万トン（平成2年比マイナス25%）とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。

施設要件を以下のとおり見直す。

現行

普通倉庫1,500m²以上（多階建て3,000m²以上）、
冷蔵倉庫3,000m³以上

見直し後

普通倉庫3,000m²以上（多階建て6,000m²以上）、
冷蔵倉庫6,000m³以上

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	本租税特別措置の目的は、物流総合効率化法による流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって、我が国産業の国際競争力を強化するとともに物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることである。																																	
		国際競争力の強化は、我が国における成長戦略における必要不可欠な柱であり、また、国際競争力の強化を図りつつ、地球温暖化対策に取り組んでいくため、物流総合効率化法を活用し、流通業務の総合化及び効率化を図るという政策には今日的な合理性が認められる。																																	
		また、環境負荷の低減に関し、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年（平成2年）比でマイナス17.1%の大幅なCO ₂ 排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱（2013-2017）」において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO ₂ 排出削減量を、合計約29万トン（平成2年比マイナス25%）とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。																																	
	政策目標11 防災政策の推進																																		
	施策目標⑤ 地震対策等の推進																																		
	政策の達成目標	平成32年度末までにCO ₂ 排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO ₂ 排出量について29万トン（1990年排出量115万トンに対して25%相当）を削減。																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間																																	
	同上の期間中の達成目標	環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28（2016）年度末までの2年間に、CO ₂ 排出量を5.8万トン（政策目標を達成するのに今後必要なペース（2.9万トン／年））削減する。																																	
	政策目標の達成状況	平成17年10月1日の「物流総合効率化法」施行後、平成26年3月末現在で211件の総合効率化計画認定があり、そのうち営業倉庫（205件）のCO ₂ 排出削減量は131,446トンとなっている。 (達成目標29万トンに対する達成率45%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>計</th></tr> <tr> <th>件数</th><td>22</td><td>29</td><td>35</td><td>29</td><td>18</td><td>12</td><td>15</td><td>17</td><td>28</td><td>205</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>CO₂排出削減量(t)</th><td>8,899</td><td>6,856</td><td>39,756</td><td>19,892</td><td>4,874</td><td>6,339</td><td>2,479</td><td>11,637</td><td>30,714</td><td>131,446</td></tr> </tbody> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計	件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205	CO ₂ 排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計																									
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205																									
CO ₂ 排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446																									
有効性	要望の措置の適用見込み	税制特例適用見込み 65件、977百万円（平年度）																																	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	当該特例措置によりキャッシュフローが改善されるため、多額の設備投資を要する一方で投資の回収に時間を要する倉庫業者の初期投資の負担が軽減され、借入金の早期償還が可能となる。また、経常收益率が相対的に低い倉庫業の設備投資資金が確保され経営安定に資する。 更に、物流総合効率化法による特定流通業務施設が建設され、物流の効率化・環境負荷低減が図られる。																																	

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	○国税 我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度 (租税特別措置法 第15条、第48条、第68条の36)
相 當 性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>過去の適用実績は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="382 211 1287 444"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>12</td><td>29</td><td>51</td><td>70</td><td>89</td><td>85</td><td>73</td><td>64</td><td>55</td><td>528</td></tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td><td>86</td><td>294</td><td>553</td><td>709</td><td>912</td><td>894</td><td>704</td><td>623</td><td>560</td><td>5,336</td></tr> </tbody> </table>	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計	件数	12	29	51	70	89	85	73	64	55	528	減税額 (百万円)	86	294	553	709	912	894	704	623	560	5,336
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計																								
件数	12	29	51	70	89	85	73	64	55	528																								
減税額 (百万円)	86	294	553	709	912	894	704	623	560	5,336																								
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>固定資産税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額：33,380,991 千円</p> <p>都市計画税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額：18,204,792 千円</p>																																	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額の資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、倉庫全体では、6,964.5 m²なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、18,968.7 m²であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO₂削減率は1件あたり33.0%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>																																	
前回要望時の達成目標	<p>環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成26年度末までにCO₂排出量を4.4万トン削減すると目標を定めていた。</p>																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成25年度末における総合効率化計画の認定件数は221件、そのうち営業倉庫（205件）のCO₂削減量131,446トンであり、平成28年度末までにあと約9万トンを削減する必要がある。</p> <p>復興需要等を背景とした建設コストの高騰により、物流総合効率化法による認定件数が伸び悩んでいるところであるが、今後も割増償却制度の適用を受けられることとし、政策目的のより確実な実現を図ることとする。</p>																																	
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 創設</p> <p>平成10・12年度 延長</p> <p>平成14年度 延長 臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外</p> <p>平成16年度 延長 保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ</p> <p>平成17年度 延長 対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外</p> <p>平成19年度 延長 港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定</p> <p>平成21年度 延長 立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ</p> <p>平成23年度 延長 立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外</p> <p>対象施設の見直し・物流施設（港湾上屋）を対象から除外</p> <p>平成25年度 延長 災害要件の追加・貯蔵槽倉庫の規模要件の見直し</p>																																	